

安城市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

安城市長 三星元人

安城市条例第20号

安城市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部を改正する条例

安城市における建築物に附置する駐車施設に関する条例（平成5年安城市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第20条第1項前段」を「第20条第1項」に改め、同条第4号中「第20条第1項後段」を「第20条第1項」に改める。

第4条第1項ただし書中「非特定用途」を「共同住宅又は非特定用途」に改め、同項の表（1）の項中「に供する部分の床面積と」を「（共同住宅を除く。）に供する部分の床面積と共同住宅又は」に改め、同表（2）の項中「及び事務所」を「、事務所及び共同住宅」に、「非特定用途」を「共同住宅又は非特定用途」に改める。

第6条中「特定部分」を「特定用途（共同住宅を除く。）に供する部分の床面積」に、「規模から」を「台数から」に、「規模に減じた規模の駐車施設を、当該増築又は」を「台数を減じた台数以上の規模を有する駐車施設を、新たに当該増築若しくは」に改める。

第8条第1項中「駐車台数」を削り、同条第2項中「の台数」を「の台数（以下この項において「附置義務台数」という。）」に、「の規模は、」を「は、その規模を1台につき」に、「1台分については、車いす利用者のための駐車施設として、」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める台数に係る当該部分は、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設として、その規模を1

台につき」に、「としなければならない」を「とし、及び不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設置しなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 附置義務台数が200以下の場合 当該附置義務台数に100分の2を乗じて得た数（小数点以下の端数がある場合は、切り上げるものとする。）
- (2) 附置義務台数が200を超える場合 当該附置義務台数に100分の1を乗じて得た数（小数点以下の端数がある場合は、切り上げるものとする。）に2を加えた数

第10条第2項中「地区において」を「地区の区域内において」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(建築物の新築等に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日において現に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事（以下「工事」という。）に着手している者又はこの条例の施行の日から起算して6月以内に工事に着手した者に係る駐車施設の附置については、なお従前の例による。
(罰則の適用に関する経過措置)
- 3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の規定の適用については、なお従前の例による。